

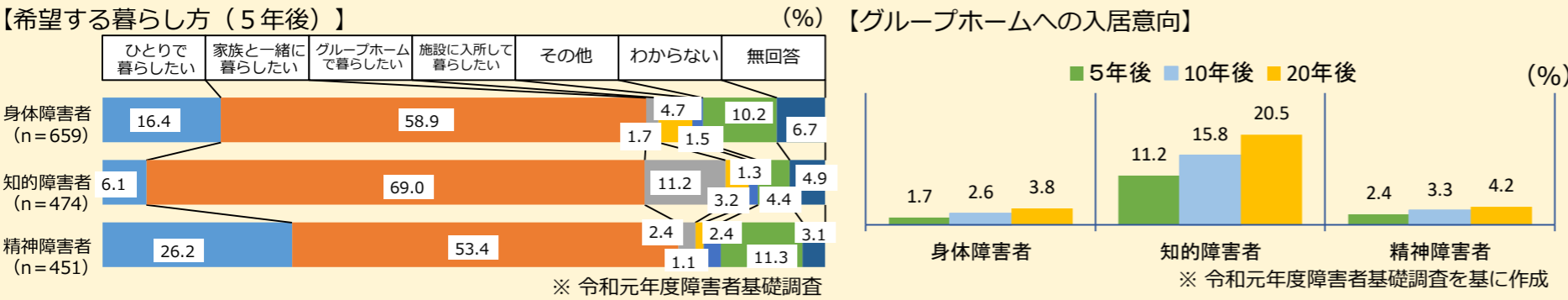
練馬区の障害者福祉に関する現状と課題について

1 次期計画の位置づけ

- 障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく計画。第2次みどりの風吹くまちビジョン（基本計画、アクションプラン）を上位計画とする個別計画。
- 国連の障害者権利条約の採択を契機として、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指すため、令和3～8年度の6か年において取り組むべき基本的施策、令和3～5年度の3か年において提供する必要な福祉サービス量等を明示。

2 現状・課題

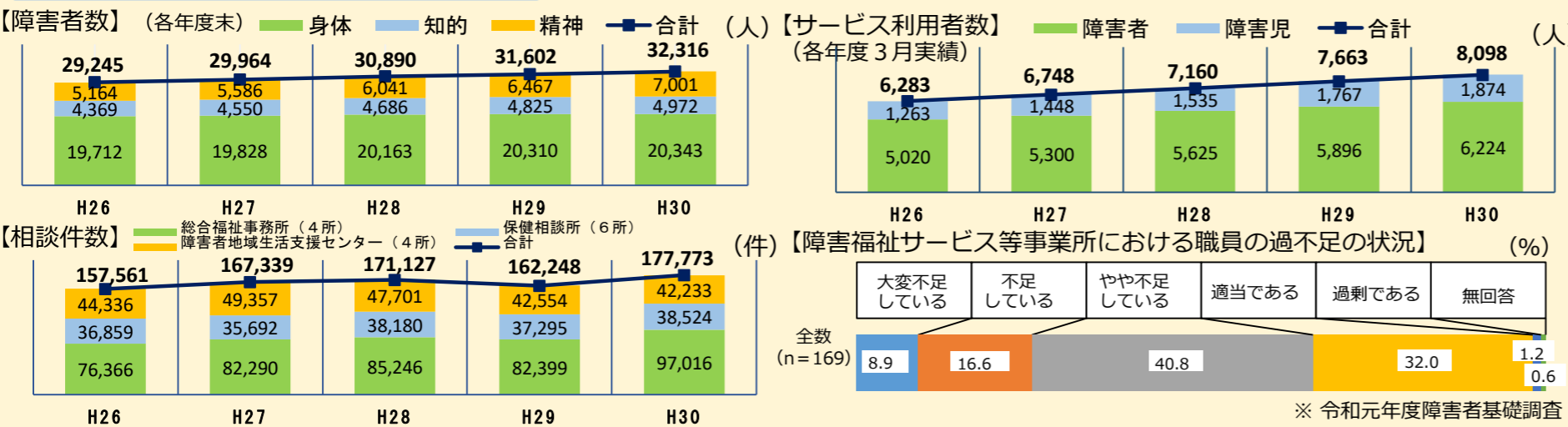
(1) 住まいの意向



- 「ひとりで暮らしたい（5年後）」と回答した人の割合
身体障害者：16.4% 精神障害者：26.2%
- 「グループホームで暮らしたい」と回答した人の割合は、5年後、10年後、20年後と増加傾向にある。
また、知的障害者ではグループホームを希望する割合が高い。

地域の基盤整備が必要
地域で生活する障害者への支援強化が必要

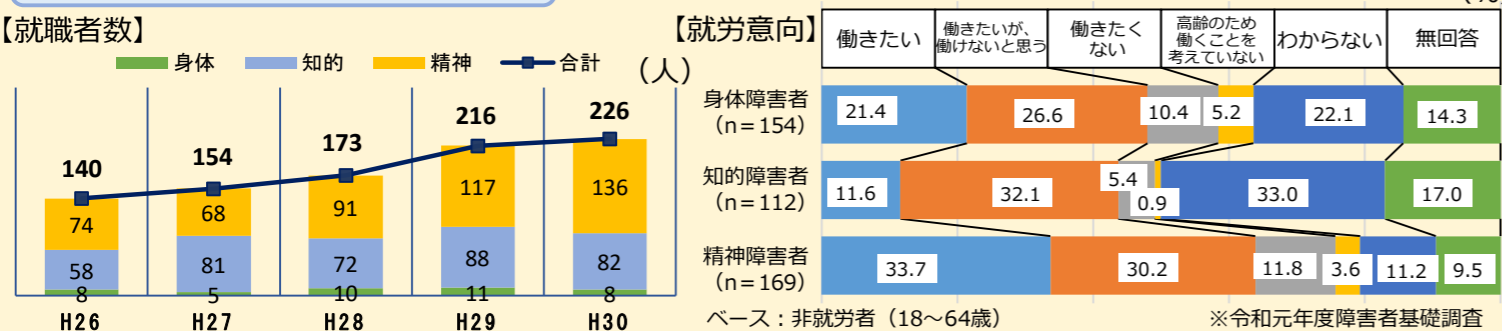
(2) 相談件数、サービス利用等の状況



- 練馬区の障害者の総数は32,316人であり、人口の約4.4%に相当（H30年度末）。3障害すべて増加傾向にあり、特に精神障害者が増加している。
- 障害者の相談件数は、増加傾向にある。
H26→H30の伸び率：12.8%
- 障害福祉サービス等の利用者は増加傾向にあり、特に障害児の利用が増加している。
【障害児サービス】 H26→H30の伸び率：48.4%
- 職員の過不足について“不足している”と回答した事業所は6割を超えている。

相談支援体制の強化が必要
障害児支援の充実が必要
適切なサービス提供のため事業所への支援が必要

(3) 障害者の就労状況、就労意向



- 障害者全体の就職者数は増加傾向にある。特に、精神障害者が増加。
【就職者全体】 H26→H30の伸び率：61.4%
【精神障害者】 H26→H30の伸び率：83.8%
- 約4割～6割の人に就労意向がある。

障害特性に応じた多様な働き方、安定した就労継続への支援の充実が必要

(4) 社会参加のために必要な支援

区分	身体障害者 (n=659)	知的障害者 (n=474)	精神障害者 (n=451)
活動についての情報が提供されること	29.9 (2位)	30.4	35.3 (1位)
一緒に行く仲間がいること	22.0	30.8	24.8
活動する場所が近くにあること	28.2	32.3	33.3 (2位)
外出のための手段が確保されていること	19.3	38.8	17.5
障害にあった対応があること	29.3 (3位)	42.8 (3位)	26.6
適切な指導者がいること	19.9	46.8 (2位)	27.5 (3位)
障害のある人に配慮した施設や設備があること	31.0 (1位)	33.5	25.3
介助者・援助者がいること	23.4	50.0 (1位)	13.7
その他	2.4	2.8	5.5
特にない	17.8	9.1	21.7
無回答	10.2	8.6	9.8

※ 令和元年度障害者基礎調査

- 社会参加するために必要な支援として、情報提供、指導者、障害への配慮が求められている。

社会参加促進のための支援の強化が必要